

令和6年度 建設業者向け雇用助成金のご案内

(建設技術者等雇用助成事業)

県民の安全安心を守るための防災減災対策推進のため、県内建設業者において工事を着実に実施していけるよう、不足している建設技術者等の雇用に対し、助成金を支給します。

年間総支給額	助成対象期間	支給単位
60万円 (50万円)	最長1年間 令和8年3月実績まで	3か月毎

※()は中小企業(資本金もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者300人以下の企業)以外の企業に対する支給額です。

○申請できる建設業者

以下の条件を満たすことが必要です。

- 県内に主たる営業所を有する建設業者のうち次のいずれかに該当する者
 - 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の県入札参加資格を有する者
 - 土木工事業又はとび・土工工事業の建設業許可を有する者のうち、県が発注した土木一式工事について、過去5年間に一次下請負人として工事を完成させ元請負人に引き渡した実績を有する者。
- 助成金支給のための要件を満たす労働者を1年以上継続して雇用する意思があること。
- 県税の滞納がないこと。

○助成対象となる技術者等

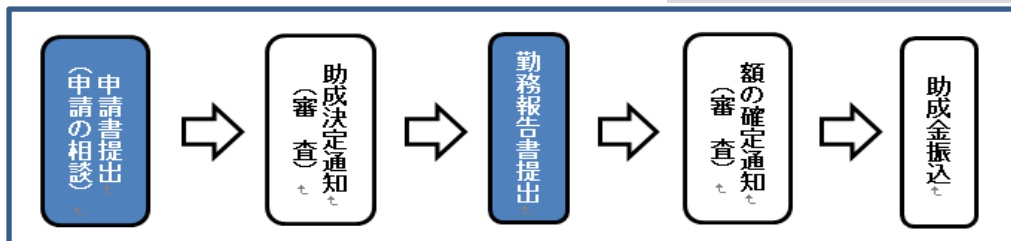
雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用されていないこと。
- 住所に応じて、次のいずれかに該当すること。(いずれの場合も新規学校卒業者を除く。)
 - 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県外に継続して住所を有していた者で、かつ、申請者に雇用されることを目的に、広島県に転入をしたこと。ただし、転入することなく、雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
 - 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内に継続して住所を有していた者で、かつ、建設業以外の業種から転職又は就職し、申請者に雇用されること。
- 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。ただし、満年齢60歳以上の者については、厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。
- 次のいずれかの資格を有していること。
 - 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件を満たす者
 - 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者(雇入れ日から6か月以内に取得する者を含む。)
- 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があること。
- 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

○助成対象となる雇用開始期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに雇用された技術者が対象

○手続きの流れ(着色部が、申請者が行う手続き) ※申請は雇入れから3か月以内



【参考】

○ 建設技術者等(緊急)雇用助成金事業 支給決定件数

1 2 3 名 (令和6年3月12日現在)

○ こんな技術者等に対して助成金を支給しています。

- ・ 運送業からの転職者(30代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了
- ・ 他県建設業者から転職した一級土木施工管理技士(50代)
- ・ 雇用保険給付期間終了後の採用者(40代)で車両系資格保有者
- ・ 製造業から転職した車両系資格保有者(20代)
- ・ 公務員から転職した一級土木施工管理技士(30代)
- ・ 医療事務を退職し、車両系資格を取得後の採用者(30代)
- ・ 飲食業アルバイトからの転職者(20代)で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

他業種からの雇入れ等でも、雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより、現場での即戦力として活躍しています。

また、県外居住者であっても、通勤可能である場合は県内への転居が必須ではありません。

【ホームページ】

詳しい手続き方法・必要書類については、広島県ホームページをご覧ください。

トップページ > 組織でさがす > 土木建築局 > 建設産業課

> 建設技術者等雇用助成事業について【令和6年度】

アドレス : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/shin joseikin.html>

QRコード



【問い合わせ先及び申請先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (広島県庁北館6階)

TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp